

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の  
支援に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令案要綱





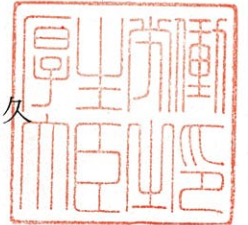
厚生労働省発職 0327 第 2 号

平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 支給申請を行うべき期限の規定の改正

職業訓練受講給付金について、支給申請を行うべき期限を経過しても支給申請を行うことができる場合を、天災その他やむを得ない理由があるときと規定しているところ、当該規定を削ること。

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

- 一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。